

山口県報

令和5年
4月11日
(火曜日)

目次

○選管告示

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙の期日等……………一

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙の期日……………一

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙において繰上投票を行う投票区及び投票の期日……………一

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙長等の住所及び氏名……………二

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙長等の住所及び氏名……………二

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙長の取扱い……………二

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙長の取扱い……………二

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………三

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時……………三

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………三

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式……………三

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………四

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式……………四

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙においてポスター掲示場への掲示を開始すること
ができる日……………四

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙においてポスター掲示場への掲示を開始すること
ができる日……………五

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所
及び日時……………五

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における政見放送の日時を定めるくじを行う場所
及び日時……………五

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う
場所及び日時……………五

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う
場所及び日時……………五

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………五

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額……………五

○衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙選挙長告示
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………六

○衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙選挙長告示
選挙立会人となるべき者のくじを行う場所及び日時……………六



山口県選挙管理委員会告示第五十四号

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙を次の期日に執行する。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙期日 令和五年四月二十三日
付記 選挙すべき議員の数 一人

山口県選挙管理委員会告示第五十五号

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙を次の期日に執行する。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙期日 令和五年四月二十三日
付記 選挙すべき議員の数 一人

山口県選挙管理委員会告示第五十六号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会告示第五十七号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙において、繰上投票を行う投票区及び投票の期日は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

市町名	投票区名	投票の期日
岩国市	柱島	令和五年四月二十二日
柳井市	平郡第一	
	平郡第二	
大島郡周防大島町	江ノ浦	
熊毛郡上関町	祝島	

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

市町名	投票区名	投票の期日
下関市	六連	令和五年四月二十二日
	蓋井	

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙長及びその職務代理者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙区	選挙長	職務代理者
住 所	氏 名	住 所
山口市吉敷下東二丁目九番一四号	秋本泰治	宇部市大字中野開作四〇四の四
		氏 名
		百衣万里子

山口県選挙管理委員会告示第六十号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

選挙区	選挙長	職務代理者
住 所	氏 名	住 所
周南市梅園町二丁目一	稲葉和也	山口市秋穂東七五二六
		氏 名
		安光真裕美

山口県選挙管理委員会告示第六十一号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙長の事務は、山口県選挙管理委員会事務局において取り扱う。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

山口県選挙管理委員会告示第六十二号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

一 場所

山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時

令和五年四月二十五日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第六十三号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

一 場所

山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時

令和五年四月二十五日午前十時

山口県選挙管理委員会告示第六十四号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙ビラ
候補者
山口県第2区(番号)
山口県選挙管理委員会

衆議院山口県第2区選出議員補欠選挙ビラ
候補者届出政党
山口県第2区(番号)
山口県選挙管理委員会

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十五号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長

秋本泰治

一 候補者が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

二 候補者届出政党が使用する選挙運動用ビラに貼る証紙

衆議院山口県第4区選出 議員補欠選挙ビラ 候補者 山口県第4区(番号) 山口県選挙管理委員会
--

衆議院山口県第4区選出 議員補欠選挙ビラ 候補者届出政党 山口県第4区(番号) 山口県選挙管理委員会
--

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十六号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十七号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙において候補者届出政党が使用する選挙運動用ポスターに貼る証紙の様式は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

衆議院山口県第2区選出議員 補欠選挙ポスター 候補者届出政党 山口県第2区(番号) 山口県選挙管理委員会
--

衆議院山口県第4区選出議員 補欠選挙ポスター 候補者届出政党 山口県第4区(番号) 山口県選挙管理委員会
--

備考 用紙は、特別の紙質を使用し、地紋を入れるものとする。

山口県選挙管理委員会告示第六十八号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始す

ることができる日は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

開始期日 令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会告示第六十九号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙において候補者がポスター掲示場への個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターの掲示を開始することができる日は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

開始期日 令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会告示第七十号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和五年四月十一日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第七十一号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における各候補者届出政党の政見放送の日時を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和五年四月十一日午後六時

山口県選挙管理委員会告示第七十二号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和五年四月十一日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第七十三号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁

二 日時 令和五年四月十一日午後五時三十分

山口県選挙管理委員会告示第七十四号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

制限額 二三、二九六、五〇〇円

山口県選挙管理委員会告示第七十五号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙における候補者の選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

制限額 二二、七〇二、八〇〇円

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

衆議院山口県第二区選出議員補欠選挙選挙長 秋本泰治

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和五年四月二十一日午前十時

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙選挙長告示第一号

令和五年四月二十三日執行の衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙において、選挙立会人となるべき者が十人を超え、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が三人以上となった場合のくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年四月十一日

衆議院山口県第四区選出議員補欠選挙選挙長 稲葉和也

- 一 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁
- 二 日時 令和五年四月二十一日午前十時